

まきば公園整備事業に伴う畜産資料展示施設棟と
まきばレストランの共同施設の管理に関する覚書

山梨県農務部長 三野耕治（以下「甲」という。）と、山梨県企業局長 長沼武久（以下「乙」という。）は、平成4年12月7日締結の「まきば公園整備事業に伴う畜産資料展示施設棟とレストランの建設工事に関する基本協定書」（以下「協定書」という。）第8条に基づき、共同施設の管理について次のとおり覚書を締結する。

（総則）

第1条 この覚書は、協定書第8条に基づき、共同施設に関する共有物の管理方法、管理に要する費用の負担方法、その他必要事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 「共同施設」とは、共同工事により完成された建物及びこれに付帯する機械、並びにその他の施設をいい、別表第1のとおりとする。

（共有物の管理方法）

第3条 共同施設は甲と乙の共有物とするが、給水施設については甲が、その他の共同施設については乙が責任をもって維持管理するものとする。

（管理費用の負担方法）

第4条 共同施設の管理費用内容及び負担割合については、別表第2のとおりとする。

（割振が明確にできない管理費用の負担方法）

第5条 甲と乙の専用施設及び共同施設の管理費用のうち、費用負担の割振が明確にできない費用の内容及び負担割合は、別表第3のとおりとする。

（負担額の算出方法）

第6条 負担額の算出方法は、別表第2、第3の負担割合により行い、円未満は四捨五入するものとする。

(給水施設の管理費用納入方法)

第7条 甲は、第4条の負担割合に基づき、四半期ごとに負担額を算出し、乙は算出された負担額を、甲の発行する納入通知書により指定する期日までに甲に納入するものとする。

2 甲は、甲と乙の負担額を合わせて、請負及び受託者等に支払いをするものとする。

(給水施設以外の施設の管理費用納入方法)

第8条 乙は、第4条及び第5条の負担割合に基づき、四半期ごとに甲の負担額を算出し、甲は算出された負担額の合計を、乙の発行する納入通知書により指定する期日までに乙に納入するものとする。

2 乙は、甲と乙の負担額を合わせて、請負及び受託者等に支払いをするものとする。

(その他)

第9条 この覚書に定めのない事項、またはこの覚書の内容を変更しようとするときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この覚書を証として本書2通を作成し、それぞれ甲と乙とが記名押印のうえ、甲、乙各1通を保有するものとする。

平成6年4月1日

甲

山梨県農務部長

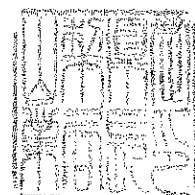
三野耕治



乙

山梨県企業局長

長沼武久



別表第 1

共同施設の内容

項 目	概 要
ホ ー ル ・ 風 除 室	鉄骨造平屋建、132.5 ㎡、
屋 内 ト イ レ	男子用5穴、女子用3穴、身障者用1穴
屋 外 ト イ レ 棟	鉄骨造平屋建、36.04 ㎡、男子用7穴、女子用5穴
屋 外 受 変 電 施 設	屋外受変電施設一式
オイル地下タンク他	オイル地下タンク、オイルサービスタンク、オイルギヤ ーポンプ、油面計他一式
給 水 施 設	取水口、濾過・滅菌装置、配水槽等施設一式

別表第 2

共同施設の管理費用内容及び負担割合

内 容	負担割合 (農協:企業)	摘 要
ホール・売店・屋内便所・風 除室・畜産品PR室	0 : 100	企業局で管理運営 (電気料 ・清掃費等企業局負担)
浄 化 槽 施 設	4 : 96	計画処理BOD量比(資料1)
屋 外 ト イ レ 棟 管 理 費	29 : 71	計画利用者数比 (資料2)
屋外受変電施設保守管理費	17 : 83	負荷容量比 (資料3)
ボイラー施設保守管理費 (暖房・給湯)	0 : 100	企業局負担
給水施設保守管理費	17 : 83	計画使用水量比 (資料4)

別表第3

管理費用割振が明確でない費用の内容及び負担割合

内 容	負担割合（農務部：企業局）	摘 要
消防用設備保守管理費 （火災報知器、非常照明等）	22 : 78	実管理運営面積比（資料5）
機械警備委託費	22 : 78	実管理運営面積比（資料5）
電 気 料 金	積算計により按分	企業局で契約、一括支払 基本料は、負荷容量比で按分（資料3）
燃 料（灯油）費	油量計により按分	企業局で契約、一括支払
ゴミ処理委託費 （建物内、駐車場、園地A）	0 : 100	企業局負担
ゴミ処理委託費 （園地B、まきば公園）	100 : 0	農務部負担
電話料及び設備費	個々に負担	個々に契約、支払
L P ガ ス 使 用 料	〃	〃
ガス漏れ警報機器費	〃	〃
消 火 器	〃	〃

資料 1

計画処理 B O D 量比

項 目		農務部 A (g/日)	農務部期間補正 A × 7/12	企業局 B (g/日)
便 所	立ち寄り	—	—	652
	公園利用	568	331	—
レストラン		—	—	13,101
畜産資料展示室		414	242	—
出店・ホール・ 畜産資料PR室		—	—	373
計		982	573	14,126
割合 (%)		—	3.9	96.1

(注1) 浄化槽設備工事特記仕様書の数値に基づき、算出する。

(注2) 公園利用者の屋外便所利用者数は、他の公園内便所と按分(6穴/28穴)する。

(注3) 農務部使用期間は、5~11月の7か月で補正する。

資料 2

屋外便所利用者数比

項 目		農務部 A (回/日)	農務部期間補正 A × 7/12	企業局 B (回/日)
立ち寄り	大	—	—	8
	小	—	—	741
公園利用	大	19	12	—
	小	511	298	—
計		525	310	749
割合 (%)		—	29.3	70.7

(注1) 浄化槽設備工事特記仕様書の設計値に基づき、算出する。

(注2) 公園利用者の屋外便所利用者数は、他の公園内便所と按分(6穴/28穴)する。

(注3) 農務部使用期間は、5~11月の7か月で補正する。

資料 3

電気負荷容量比

項 目	負荷容量(kVA)	左の内訳(kVA)		備 考
		農 務 部	企 業 局	
レストラン専用	55.138	—	55.138	企業局負担
共用電灯	12.794	—	12.794	企業局負担
レストラン事務室	31.311	—	31.311	企業局負担
畜産事務室	22.033	22.033	—	農務部負担
外 灯	3.858	—	3.858	企業局負担
屋外便所	1.058	0.308	0.750	70.9:29.1 按分
浄化槽	8.562	0.334	8.228	96.1: 3.9 按分
計	134.754	22.675	112.079	
負担割合(%)	100.0	16.8	83.2	

(注1) 屋外便所は、利用者数比(資料2)で按分する。

(注2) 浄化槽は、処理BOD量比(資料1)で按分する。

資料 4

計画使用水量比

項 目		農務部 A (l/日)	農務部期間補正 A × 7/12	企業局 B (l/日)
便 所	立ち寄り	—	—	6,366
	公園利用	20,944	12,217	—
レストラン		—	—	59,547
畜産資料展示室		2,760	1,610	—
出店・ホール・ 畜産資料PR室		—	—	2,490
計		23,704	13,827	68,403
割合(%)		—	16.8	83.2

(注1) 農務部の公園利用は、公園全体を含む。

(注2) 農務部使用期間は、5~11月の7か月で補正する。

資料5

実管理運営面積比

項目	農務部	企業局	計
専用面積 (㎡)	184.0	443.3	627.3
管理委託面積 (㎡)	—	192.5	192.5
計 (㎡)	184.0	635.8	819.8
同上割合 (%)	22.4	77.6	100.0

(注1) 管理委託面積は、ホール・売店・屋内便所・風除室・畜産品PR室を含む。